



愛知・岐阜・三重に、今年初めての食中毒警報が発令されました。30℃以上が10時間以上継続したり、最高気温と最低気温との差が10度以上になることが予想される場合に発令され、愛知はこの両方に該当するようです。昔はカレーはそのまま一晩寝かせた方が味に深みが出ておいしいと言われていましたが、冷蔵庫で保存へ切り替えた方がよさそうです。



1. 安全衛生



2. 労働条件

●トラック、荷役作業時の義務追加！

～安全対策を強化するために～

→荷役作業時の義務が追加されます。今年と来年の、2段階に分けて開始されます。

【荷役作業時の安全対策】

■昇降設備設置、保護帽の着用義務範囲拡大 (R5.10～)

＜昇降設備＞※設置義務の対象追加

最大積載量 **2トン以上5トン未満**も追加

＜保護帽＞※着用義務の対象追加

最大積載量 **2トン以上5トン未満**で

①荷台の側面が構造上**開放**されているもの、または**開閉**できるもの（平ボディ・ウィング車等）

②**テールゲートリフター**が設置されているもの（使用しない場合を除く）

■運転位置から離れる場合の措置の一部改正 (R5.10～)

運転位置とテールゲートリフター等の**操作場所が異なる**場合、テールゲートリフター等を操作（しようとしている場合も含む）している場合は、原動機の**停止義務の適用を除外**

■テールゲートリフターを使って荷を積み卸す作業への特別教育が義務化 (R6.2～)

テールゲートリフターの操作をする従業員へ、**特別教育**を実施
記録は3年間保存要

●求人票等、記載内容追加！

～労働条件の明示事項追加を受けて～

→ハローワークの求人票等への記載内容が追加されます。

【求人票記載内容追加】(R6.4～)

■追加する内容

(1)従事すべき業務の変更の範囲

例) 業務内容：**(雇入直後)**事務
(変更の範囲)当社業務全般

(2)就業場所の変更の範囲

例) 就業場所：**(雇入直後)**本社
(変更の範囲)本社および全国の支店

(3)有期労働契約を更新する場合の基準

例) 契約の更新：有(●●により判断)

契約更新の上限の有無：有

通算契約期間の上限●年/更新回数の上限●回

■労働条件を明示するタイミング

ハローワークでの求人票のみならず、**自社のHP、求人広告への掲載時等**にも明示が必要。スペースの都合等で記載しきれない場合は「詳細は面接時」として面接時等に明示も可。

→R6.4 から、入職・更新時の労働条件明示事項が追加（**令和5年2月号参照**）されることを受けての変更になります。企業規模・業種を問わず**みなさん変更**になるため、自社の**労働条件通知書**をチェックしてみるようにしましょう。

今月のトピックス

●マイナンバー改正法等成立～保険証は原則廃止！～

マイナンバーカードと一体化され**保険証は廃止**されます。**年金を受給中**等口座を登録している方は、**期限内に回答がない場合**は現口座を公金受取口座として国が登録できるようになります。

●アルコールチェック、いよいよ義務化！～12/1（金）から～

半導体の不足を受けて延期されていたアルコール検査が、いよいよ**義務化**されます。白ナンバー**5台以上**または定員11名以上の車を1台以上保有の事業者が対象となります。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

